

第9節

ICTによる行政・防災の推進

1 地方公共団体デジタル化の推進

1 地方公共団体におけるデジタル・トランスフォーメーション

ア 自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進

2020年（令和2年）12月に政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う地方公共団体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要である。

そこで、総務省は、2020年（令和2年）12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」における地方公共団体関連の各施策について、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」として策定した。この計画により、デジタル社会の構築に向けた取組みを全地方公共団体において着実に進めていくこととしている。

自治体DX推進計画では、DX推進のために地方公共団体が取り組むべき事項を着実に実施するため、①首長、CIO、CIO補佐官等を含めた全庁的なマネジメント体制の構築等による組織体制の整備、②外部人材の活用及び職員の育成の推進等によるデジタル人材の確保・育成、③スケジュール策定等による計画的な取組、④市区町村における個別の施策の着実な推進・デジタル技術の共同導入・人材確保等について都道府県による市区町村支援といった、推進体制を構築することを示している。

また、デジタル・ガバメント実行計画の各施策のうち、地方公共団体が取り組むべき主な重点取組事項として、

- ① 目標時期を2025年度（令和7年度）として、全国規模のクラウド基盤（Gov-Cloud（仮称））の活用に向けた検討を踏まえ、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）について、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する地方公共団体の情報システムの標準化・共通化
- ② 2022年度末（令和4年度末）までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実するマイナンバーカードの普及促進
- ③ 2022年度末（令和4年度末）を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される31手続^{*1}について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする地方公共団体の行政手続のオンライン化
- ④ AI・RPA導入ガイドブックを参考とした地方公共団体のAI・RPAの利用促進
- ⑤ テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考としたテレワークの推進
- ⑥ 2020年（令和2年）に改定したセキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセ

*1 子育て15手続、介護11手続、被災者支援1手続、自動車保有4手続。

セキュリティポリシーの見直しを行うセキュリティ対策の徹底を示している。

さらに、これらの施策とともに地方公共団体が取り組むべき事項として、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう地域社会のデジタル化を集中的に推進することや、地域の幅広い関係者と連携し、デジタル活用支援員の枠組みも活用しつつ、地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援を実施するデジタルデバインド対策を示している。

イ 情報セキュリティ対策の強化

総務省では、2015年（平成27年）の日本年金機構における個人情報流出事案を受けて、自治体に対して、いわゆる「三層の対策」を講じるよう要請を行った。これにより、インシデント数の大幅な減少を実現した一方で、自治体からは、ユーザビリティへの影響を指摘する声があり、さらに、政府における「クラウド・バイ・デフォルト原則」などを受けたクラウド化、デジタル手続法の成立を受けた行政手続のオンライン化、働き方改革や業務継続のためのテレワークなど、新たな時代の要請が日々増大している。

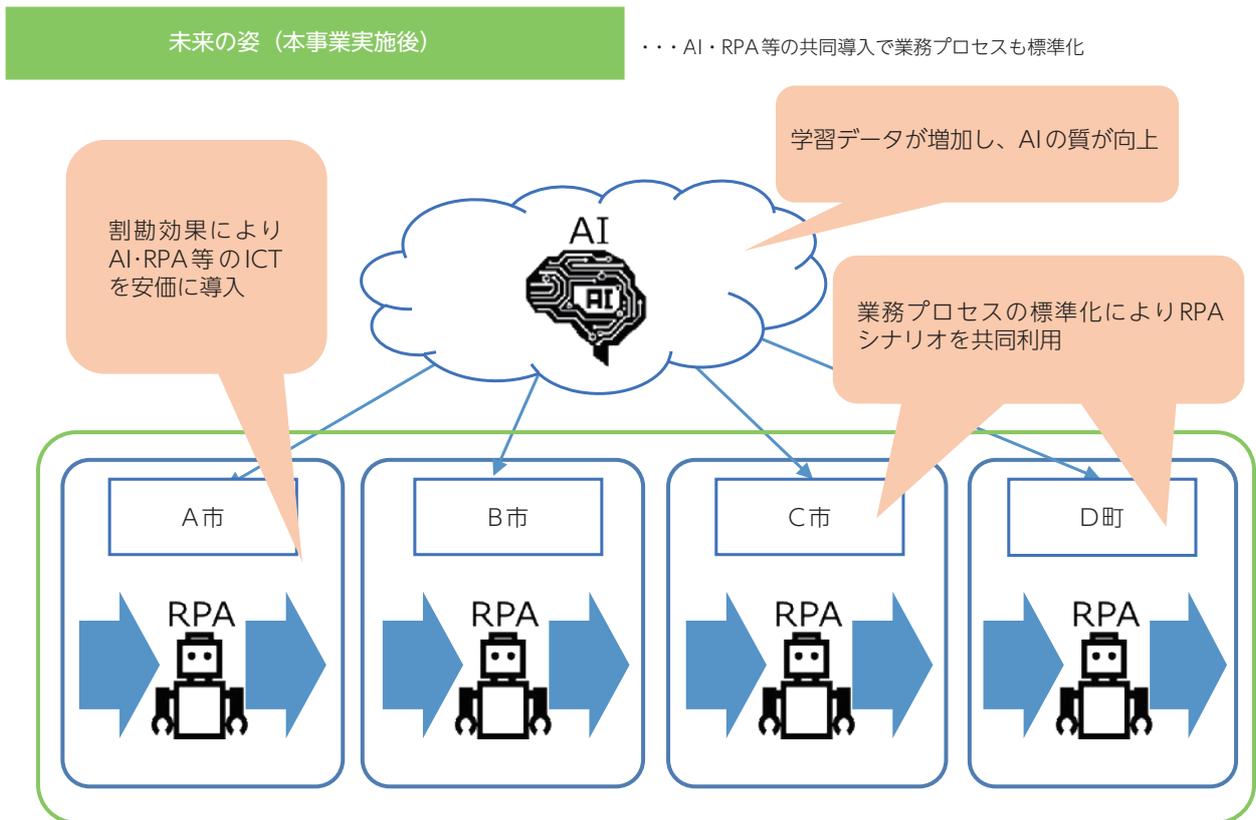
こうした中、総務省では、2019年（令和元年）12月から「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」を開催し、2020年（令和2年）5月22日にとりまとめとして「自治体情報セキュリティ対策の見直しについて」を公表した。これを受けて、総務省では、2020年（令和2年）12月28日に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定を行った。今回の改定により、①マイナンバー利用事務系の分離の見直し、②L2WAN接続系とインターネット接続系の分割の見直しを行うとともに、③テレワーク等のリモートアクセス、④L2WAN接続系における無線LANの利用、⑤情報資産及び機器の廃棄、⑥クラウドサービスの利用に係るセキュリティ要件の整理などを行った。

今後、地方公共団体の業務システムの標準化・共通化を踏まえ、「三層の対策」の抜本的見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方の検討を行うこととしている。

2 スマート自治体への転換

2019年度（令和元年度）から、地方公共団体の基幹的な業務（住民基本台帳業務、税務業務等）について、人口規模ごとに複数団体による検討グループを組み、そのグループ内で、業務プロセスの団体間比較を実施することで、ICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築することを目的とした「自治体行政スマートプロジェクト」を開始した。本事業により、情報システムやICTの共同利用の推進等が期待される。2020年度（令和2年度）は、5つの検討グループが採択され、それぞれのグループにおいて、住民基本台帳業務、税務業務等における業務プロセスの標準モデルを構築し、2021年度（令和3年度）以降、ICTの具体的活用方法も含めた業務プロセスの標準化モデルを全国展開することとしている（図表5-9-1-1）。

図表5-9-1-1 自治体行政スマートプロジェクト



3 マイナンバーカード・公的個人認証サービスの利活用推進

新型コロナウイルス感染症拡大への対応において国等のデジタル化について様々な課題が明らかとなったことから、デジタル社会に不可欠なマイナンバーカードの利便性の向上が一層求められている。デジタル・ガバメント実行計画の「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）」（令和2年12月25日閣議決定）において、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載について、2020年度（令和2年度）末までに具体的在り方について検討の上、2021年度（令和3年度）までに技術検証・システム設計を行い、2022年度（令和4年度）中の実現を目指し、その際、暗証番号によらずに生体認証を活用する方策について検討を進めるほか、マイナンバーカードの券面入力補助機能等、マイナンバーカードの他の機能についても、関係する国際標準規格との相互運用性の確保など様々な課題等を整理した上で、スマートフォンへの搭載方法を検討することとされている。また、マイナンバーカードの公的個人認証サービスと紐付けられた民間事業者が発行する電子証明書（民間ID）の利活用についても、課題と対応を整理することとされている。

これらの課題解決に向け総務省では、2020年（令和2年）11月から外部有識者等により構成される「マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する検討会」を開催している。同検討会において同年12月に「第1次とりまとめ～電子証明書のスマートフォン搭載の実現に向けて～」が取りまとめられ、①スマホひとつで、様々な手続やサービスが利用可能、②オンラインで簡単にスマホに搭載、③スマホならではの使いやすいUX、④安全・安心に利用できる高いセキュリティ、⑤グローバルスタンダードに対応、の5つの点がマイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載についての基本方針とされた。同検討会では2021年（令和3年）においては、マイナン

バーカードの機能のスマートフォンへの搭載に向けた技術検証の在り方や生体認証の活用方策の検討、公的個人認証サービスと紐付けられた民間IDの利活用に向けた課題整理等が進められている。

4 国民本位の電子行政及び事務の効率化を実現するための基盤の充実

ア 住民基本台帳ネットワークシステムの活用

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）は、地方公共団体のシステムとして、住民基本台帳のネットワーク化を図り、行政機関等への本人確認情報（氏名・住所・生年月日・性別、マイナンバー、住民票コード及びこれらの変更情報）の提供や市区町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を可能とするものである。2002年（平成14年）8月の稼働以来15年以上にわたり安定稼働しており、住民の利便性の向上や、電子政府・電子自治体の基盤として、また2015年（平成27年）10月以降はマイナンバー制度の基盤として重要な役割を果たしている。

また、市区町村は、2016年（平成28年）1月よりマイナンバーカードを発行しており、国民は、コンビニエンスストア等において、マイナンバーカードにより各種証明書等を取得することが可能である（コンビニ交付）。コンビニ交付は、2021年（令和3年）4月1日現在846市区町村で実施されている。

イ 地方公共団体情報システム機構による公的個人認証サービス

住民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資するため、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」（平成14年法律第153号）に基づき、地方公共団体情報システム機構により公的個人認証サービスが提供されている。

公的個人認証サービスの電子証明書は署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書があり、市区町村の窓口で厳格な本人確認を受けた上で、マイナンバーカードに格納され、発行を受けることができる。例えば住民はマイナンバーカードに格納された秘密鍵を用いて電子署名を行い、署名用電子証明書とともに送信することにより、行政機関等にオンライン申請をすることが可能となる。

公的個人認証サービスを利用して申請等を行うことができる手続としては、国税の申告、不動産登記申請等があり、2021年（令和3年）4月1日時点で、国では10府省庁等、地方公共団体では全都道府県及び市区町村の手続が対象となっている。

また、2016年（平成28年）1月から、行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象が民間事業者にも拡大され、2021年（令和3年）3月末までに公的個人認証サービスを利用する民間事業者として14社に対し大臣認定を行った。

2 防災分野における情報化の推進

1 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備

被害状況等に係る情報の収集及び伝達を行うためには、通信ネットワークが必要である。災害時においても通信を確実に確保するように、国、都道府県、市町村等においては、公衆網を使用するほか、災害に強い自営網である消防防災通信ネットワーク、非常用電源等の整備を進めている。

現在、国、消防庁、地方公共団体、住民等を結ぶ消防防災通信ネットワークを構成する主要な通信網として、①政府内の情報の収集及び伝達を行う中央防災無線網、②消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線、③都道府県と市町村等を結ぶ都道府県防災行政無線、④市町村と住民等を結ぶ市町村

防災行政無線、⑤国と地方公共団体又は地方公共団体間を結ぶ衛星通信ネットワーク等が構築されている。衛星通信ネットワークについては、高性能かつ安価な次世代システムの導入に関する取組等を進めている。

2 災害対策用移動通信機器の配備

携帯電話等の通信が遮断した場合であっても、被災地域における通信が確保できるよう、地方公共団体等に、災害対策用移動通信機器（2021年（令和3年）4月現在、衛星携帯電話312台、MCA無線280台、簡易無線900台を全国の総合通信局等に配備）を貸し出している。

これらの機器を活用することにより、初動期における被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速かつ円滑な遂行までの一連の活動に必要な情報伝達の補完を行うことが期待される。

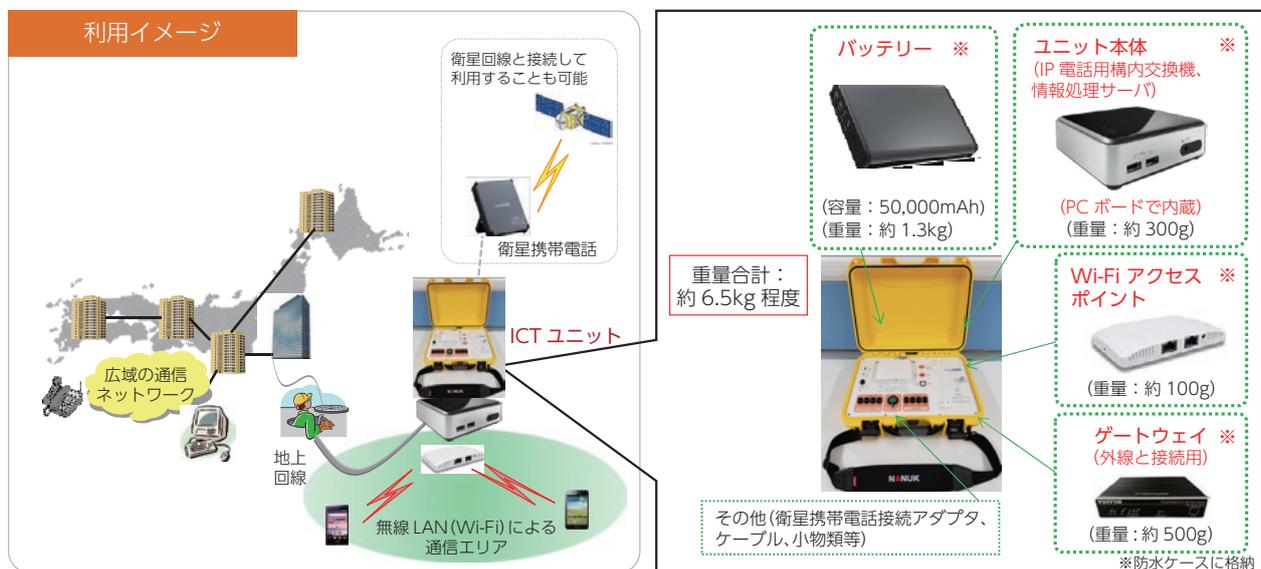
3 災害時の非常用通信手段の確保

東日本大震災の教訓を踏まえて、電気通信サービスの途絶・輻輳対策等が行われているが、災害医療・救護活動のための非常用通信については、発災時に必要な通信手段が量・質共に確保されているとは言いがたい。

災害時等に公衆通信網による電気通信サービスが利用困難となるような状況等に備え、総務省が研究開発したICTユニット（アタッシュケース型）を2016年度（平成28年度）から総合通信局等に順次配備し、地方公共団体等の防災関係機関からの要請に応じて貸し出し、必要な通信手段の確保を支援する体制を整えている（図表5-9-2-1）。

このほか、総務省をはじめとした関係府省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者、電力会社等、非常通信に関係の深い2,000を超える機関によって構成されている非常通信協議会では、1951年の設立以降、災害時における円滑な通信を確保するための活動として、非常通信計画の策定、通信訓練の実施、その他の非常通信に関する周知・啓発に取り組んでいる。2020年（令和2年）11月には、国のほか、全国47都道府県、117市区町村等が参加する全国非常通信訓練を実施した。

図表5-9-2-1 ICTユニットの概要

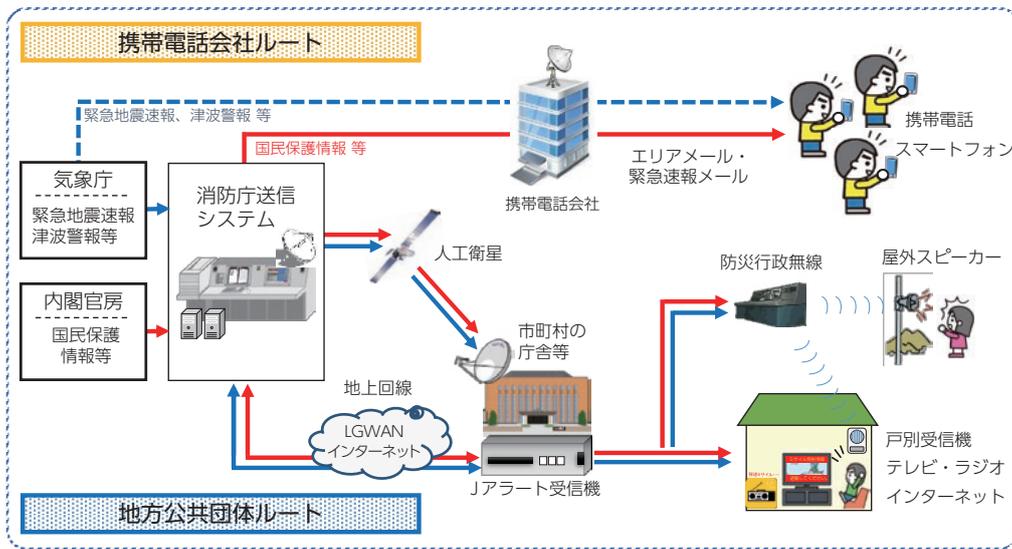


4 全国瞬時警報システム（Jアラート）の安定的な運用

総務省消防庁では、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムである「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を整備している（図表5-9-2-2）。

Jアラートによる緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、不具合解消対策等の運用改善やJアラートと連携する情報伝達手段の多重化等の機能向上を進めている。

図表5-9-2-2 Jアラートの概要



5 防災×ICTの推進

災害時においては、住民への災害関連情報の迅速かつ効率的な伝達が必要であり、総務省では、地方公共団体等が発出する避難指示等の災害関連情報を多数の放送局やインターネット事業者等、多様なメディアに対して一斉に送信する共通基盤（Lアラート）（図表5-9-2-3）の活用を推進している。

Lアラートは、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営しており、2019年（平成31年）4月から福岡県が運用を開始したことによって、全47都道府県での運用が実現する等、全国的な普及が進み、災害情報インフラとして一定の役割を担うように至っている。

Lアラートの更なる普及・利活用の促進のために、総務省では、Lアラートを介して提供される災害関連情報を地図化し、来訪者などその地域に詳しくない者であっても、避難指示等の発令地区等を容易に理解することが可能にするための実証等を行ってきた。2019年度（令和元年度）には、このLアラートの地図化システムの更なる高度化のため、地方公共団体が、過去の発令状況の表示等を可能とし、避難指示等の発令の判断からLアラートへの情報発信までの災害対応業務を円滑かつ迅速に行えるよう支援するシステムの構築を進めた。2020年度（令和2年度）には、Lアラート情報の正確性向上に向けた、Lアラートへの誤発信等についての事例集作成等により、更に正確かつ迅速な情報発信を推進するとともに、デジタルサイネージを活用した訪日外国人・在留外国人向け災害情報伝達の実証を行った。また、地方公共団体職員等利用者を対象としたLアラートに関する

る研修等の実施を継続して行っている。

図表5-9-2-3 Lアラート（災害情報共有システム）の概要

